



令和元年度
西宮市参画と協働のまちづくり
取組状況報告書

はじめに

近年、地域課題や市民ニーズの多様化、少子高齢化や核家族化の進展、市民のライフスタイルの変化に伴い、行政だけでは対応困難な課題が増加しています。市民の皆さんが元気でいきいきと暮らし、より豊かで充実した毎日を過ごすことができる、そのようなまちづくりを進めていくためには、市民参加の機会確保や市民協働を通じて、市民の皆さんが持つ豊かな知識や経験を市政運営等に生かしていくことが重要になります。

西宮市では、参画と協働のルールや仕組みを整えるとともに、市民の皆さんに分かりやすいものとするため、平成21年4月に「西宮市参画と協働の推進に関する条例」（以下「条例」といいます。）を全面施行しました。条例にもとづき、毎年様々な参画と協働の取組が行われています。

本報告書は、条例第17条第2号にもとづき、参画と協働の取組状況を取りまとめたものです。この報告書をご覧いただいた皆さんが、参画と協働の取組に関心を抱き、市政への参画や市との協働に取り組んでいただくことで、今後、参画と協働の輪が更に広がることを期待しています。

<報告書の内容>

I 参画の取組

- | | | |
|------------------|-------|-----|
| 1 計画等の策定に係る参画の取組 | | P.2 |
| 2 附属機関 | | P.3 |

II 協働の取組

- | | | |
|--------------------------------|-------|------|
| 1 未来づくりパートナー事業（西宮市協働事業提案制度）の実施 | | P.5 |
| 2 市の機関による協働の取組状況 | | P.15 |

III 参画と協働の啓発の取組

- | | | |
|-------------|-------|------|
| 1 講演会の開催 | | P.16 |
| 2 参画協働研修の開催 | | P.17 |
| 3 新入職員研修 | | P.17 |

IV その他の取組

- | | | |
|--------------------------|-------|------|
| 1 西宮市参画と協働の推進に関する条例評価委員会 | | P.18 |
| 2 まちづくり支援自販機 | | P.20 |

- | | | |
|-----------------------|-------|------|
| <参考>西宮市参画と協働の推進に関する条例 | | P.21 |
|-----------------------|-------|------|

I 参画の取組

1 計画等の策定に係る参画の取組

①説明会等の実施（条例第7条関係）

計画等の素案の策定にあたり、説明会、策定委員会（附属機関）、ワークショップ、アンケートなど、市民、関係者及び関係団体等の意見を聴く機会を設け、そこで寄せられた意見を参考にして、計画等の素案の作成を行いました。

②意見提出手続（パブリックコメント）（条例第6条関係）

意見提出手続（パブリックコメント）とは、市の基本的な計画や条例等の資料をあらかじめ公表し、広く市民等に意見の提出を求める制度です。提出いただいた意見及びその意見に対する市の考え方を公表するとともに、意見を考慮して案の作成を行いました。

<令和元年度実施結果>

No.	案 件 名	提出者数	提出意見数	提出意見の状況		
				反映件数	今後の参考意見	その他意見
1	西宮市行政経営改革基本方針(案)	2人	4件	0件	2件	2件
2	障害を理由とする差別の解消及び誰もが暮らしやすいまちづくりの推進に関する条例(仮称)	57人	190件	21件	47件	122件
3	瓦木中学校教育環境整備事業基本計画(素案)	2人	5件	0件	3件	2件
4	第2期子ども・子育て支援事業計画(素案)	26人	45件	10件	29件	6件
5	兵庫県立西宮病院と西宮市立中央病院の統合再編基本計画(案)	71人	121件	0件	74件	47件
6	西宮市みどりの基本計画(素案)	9人	47件	4件	18件	25件
合 計		167人	412件	35件	173件	204件

※ 上表のうち「反映件数」とは、提出された意見のうち、計画等に反映された意見数をいいます。

※ 各案件の実施結果については、市のホームページの「意見提出手続（パブリックコメント）を過去に実施した案件」のページ（ページ番号 18521303）で公表しています。

2 附属機関

市が事務の執行にあたり、市民の皆さんや専門家の意見を求めるために設置する機関です。条例では、多様な意見の反映や透明性の高い運営を図ることを目的に、幅広い分野からの委員の選任、公募委員の選任、委員氏名等の公表、会議の公開等に関する規定が設けられています。

条例にもとづく取組状況（令和元年8月1日時点）は以下の①～⑥のとおりです。

● 過去1年間に活動実績があった附属機関数 79機関

①委員の年齢構成（条例第11条第1項第1号関係）

	～20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代～	合計
委員数	4名	38名	150名	259名	272名	116名	839名
割合	0.5%	4.5%	17.9%	30.9%	32.4%	13.8%	—

②公募委員の選任（条例第11条第1項第2号関係）

	公募制を導入している	公募制を導入していない				
		理由ア	理由イ	理由ウ	理由エ	
機関数	25機関	54機関	4機関	1機関	45機関	4機関
割合	31.6%	68.4%	5.1%	1.2%	57.0%	5.1%

理由ア 法令等の規定により、その構成が特定の職、資格者に限られているもの

理由イ 特定の個人又は団体を対象に審査、審議等するもの

理由ウ 高度の専門的事項を審査、審議等するもの

理由エ その他公募によることが不相当であると認められるもの

<参考>

- 全附属機関の公募委員数の合計 38名

一口メモ

公募委員を募集する際は、市政ニュースや市のホームページでお知らせします。また、ホームページの「審議会（附属機関）等における委員公募予定」のページ（ページ番号：63112156）では、その年に委員公募を行う予定の附属機関名や公募時期等も公表しています。

皆様からのご応募をお待ちしています。

③委員氏名等の公表（条例第 11 条第 2 項関係）

公表している		公表していない	
機関数	割合	機関数	割合
72 機関	91.1%	7 機関	8.9%

【公表していない主な理由】

- ・公表することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生ずると認められるため。
- ・選定手続きの公平性を担保するため。

④会議の公開（条例第 11 条第 3 項関係）

	原則公開している	公開していない	公開していない		
			1号理由	2号理由	3号理由
機関数	53 機関	26 機関	1 機関	13 機関	12 機関
割合	67.1%	32.9%	1.3%	16.4%	15.2%

1号：法令等の規定により公開しないこととされている場合

2号：会議の内容が個人情報にかかわるものである場合、その他公開しないことに合理的な理由がある場合

3号：会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生ずると認められる場合

⑤開催日時等の事前公表（条例第 11 条第 4 項関係）

公表している		公表していない	
機関数	割合	機関数	割合
70 機関	88.6%	9 機関	11.4%

【公表していない主な理由】

- ・会議が非公開であるため。



⑥会議録の公表（条例第 11 条第 5 項関係）

ホームページで公表（※）		所管課等への備え付けのみ		公表していない	
機関数	割合	機関数	割合	機関数	割合
53 機関	67.0%	11 機関	14.0%	15 機関	19.0%

※ 所管課等への備え付けを併せて行っている機関を含む。

一口メモ

各附属機関の概要は、市ホームページの「西宮市の審議会(附属機関)の一覧」のページ（ページ番号：96348365）でご確認いただくことができます。また、各附属機関の委員情報及び会議録は、原則として、市のホームページ又は担当課の窓口で公表しています（非公表の附属機関もあります）。

Ⅱ 協働の取組

1 未来づくりパートナー事業（西宮市協働事業提案制度）の実施（条例第15条関係）

市内で活動している団体等からの提案にもとづき、団体等と市がそれぞれの強みや特性を生かして協働事業に取り組み、市がその費用の一部を助成する制度です。事業の実施を通じて、多様な主体による公共サービスの提供、地域における課題解決力の向上、地域課題や社会的課題の発見及び共有、協働意識の醸成を図ることを目的としています。

(1) 提案及び実施状況

募集区分	募集件数	提案件数	一次審査通過件数	実施件数
自由提案型	おおむね4件	4件	3件	3件
テーマ設定型		0件	0件	0件
地域力向上型	おおむね5件	5件	4件	4件

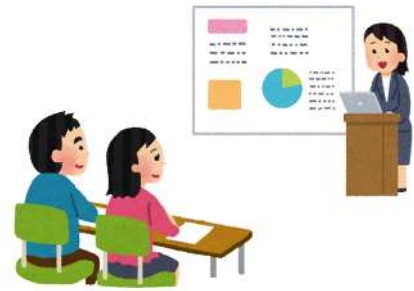
(2) 西宮市協働事業提案審査会の開催

【開催日】 平成31年4月27日(月) 13:00~16:45

【場所】 西宮市職員会館3階 大ホール

【審査対象】 7事業

- ・地域のがっこう(まちのがっこう)
- ・住民参加型のマルシェイベントの開催
- ・夫婦のための出産準備イベント
- ・学んで、体験して、つないでいこう「災害への備え」
- ・ミカン狩りとスイーツづくりでミカンの知識と地域を知る
- ・地域が取り組むSNSと新たな情報発信、そのセミナーと成果活用事業
- ・地域みんなで英語でおもてなし



【審査結果】 審査会の審査結果を踏まえ、一次審査を通過した7事業中7事業が採択されました。

<西宮市協働事業提案審査会委員>

(平成31年4月1日時点)

役職	氏名	選任区分	職業等
会長	直田 春夫	学識経験者	特定非営利活動法人 NPO政策研究所理事長
副会長	川東 美千代	市内活動団体 からの推薦	西宮コミュニティ協会理事長
委員	横田 祥子	学識経験者	上甲子園地区青少年愛護協議会会長
委員	河中 昇	市民	公募委員
委員	坂井 健作	市民	公募委員

(3) 実施事業について

1	事業名	地域のがっこう(まちのがっこう)
	提案団体	特定非営利活動法人なごみ
	区分	自由提案型
	関係課	コミュニティ推進部 地域担当課 教育委員会 社会教育部 地域学習推進課

2	事業名	住民参加型のマルシェイベントの開催
	提案団体	一般社団法人まちなね浜甲子園
	区分	自由提案型
	関係課	コミュニティ推進部 市民協働推進課
3	事業名	夫婦のための出産準備イベント
	提案団体	a little
	区分	自由提案型
	関係課	保健所 地域保健課 こども未来部 子育て総合センター
4	事業名	学んで、体験して、つないでいこう「災害への備え」
	提案団体	芦原地域生活文化問題協議会
	区分	地域力向上型
5	事業名	ミカン狩りとスイーツづくりでミカンの知識と地域を知る
	提案団体	段上自治会
	区分	地域力向上型
6	事業名	地域が取り組むSNSと新たな情報発信、そのセミナーと 成果活用事業
	提案団体	西宮北口町自治会
	区分	地域力向上型
7	事業名	地域みんなで英語でおもてなし
	提案団体	北口地域団体連絡協議会
	区分	地域力向上型

※各事業の詳細につきましては、8～14ページの報告書をご覧ください。

●当初の課題・事業目的

地域では、多様化する課題と住民ニーズを肌で感じながらも、地域活動者の高齢化と固定化の問題から、行動・活動として取り組めない現状があります。本事業を行う最終目標は、地域活動の新たな担い手づくりと地域力の活性化ですが、まず自分たちが暮らすまちに関心を持ち、住民同士がつながるきっかけづくりを目的とし活動します。住民が多世代で学び・つながり・まちのことを考える機会をつくることで、地域に新たな活力が生まれると考えています。



理事長 坪倉 勝

●事業概要

<概要>

地域活動の新たな担い手づくりと地域力の活性化に向けて、地域住民が自分たちの暮らすまちに関心を持ち、住民同士がつながるきっかけを作ることを目的に、住民が主体となり、年齢に関係なく地域のことを一緒に学ぶ「地域のがっこう」を実施する（2年目）。

<内容>

2年目の実施となる今年度は、全6回の授業実施と併せて、「担い手」の発掘・育成を重点テーマとし、授業のカリキュラム作りや企画段階から生徒が参加できる仕組みを取り入れました。また下半期には、住民がより関心の高い授業を実施し、参加できるように選択授業制を試行するなど『がっこう』としての体制作りと魅力アップを目指して活動しました。



●事業の成果・工夫した点

- ・ 昨年入学した43名の生徒の中で、8名の方が企画段階から一緒に携わり、授業を実施することが出来ました。
- ・ 『がっこう』としての魅力を高め、発信するため、社会・家庭科・福祉と「教科」を設定して選択授業を実施したり、がっこう新聞の作成や動画での紹介VTRを製作しました。

●苦労した点・今後の課題

今年度は、新規入学者増に苦戦しました。次年度は、子どもや親子での参加（入学者）を新たに巻き込めるように授業内容を工夫し、より多世代で授業を実施することが課題であると考えています。また、受講者が受け身にならず、主体的に参加できる体制や仕組みを引き続き実施し、様々な「担い手」の形を提案出来るようにすることが課題です。

●代表者の感想

地域内での担い手の発掘・育成は1～2年で出来るのではなく、多様な住民が参加出来る仕掛けと、個々のモチベーションによって関わり方を選べる仕組み、継続的に参加したくなる面白さが活動に必要なと感じています。1年1年の実践を積み重ね、今後もそんな活動をみんなで作っていきたいと思います。

住民参加型のマルシェイベントの開催

一般社団法人まちなね浜甲子園（関係課：市民協働推進課）

事業費 305,760 円
助成額 167,000 円

●当初の課題・事業目的

引越して来て間もない新住民が多く、既存住民含めた住民同士の近所の繋がりが希薄・地域への愛着が薄いという課題に対して、既存住民も新住民もイベントで当地区への愛着や繋がるきっかけをつくることを目的に開催。また、将来の住民自治の担い手を育むべく、住民が担い手となれる機会を多様につくる。既存の団地中央広場を会場とし、エリア外住民も気軽に参加でき、地域と関わることの楽しさを感じてもらいイベントとなることを目指した。



責任者 奥河 洋介

●事業概要

2018年10月に初開催して以来、これまで3回実施することができた。「まちなねピクニック（略「まちピク」）」は、住民参加型の地域のお祭りイベント（マルシェイベント）として開催しており、デベロッパー、既存住民、新住民、周辺事業者が一体となって企画し運営している。約30団体が運営するブース出店には、ハンドメイド作家による商品の販売や已書・ダンスといった体験ワークショップ、近隣の飲食店といった、世代問わず人気のあるコンテンツを展開している。ブース出店者やステージ出演者、ボランティアスタッフに住民が参画することで、運営スタッフとして関わっている。また、UR都市機構や浜甲子園団地自治会、武庫川女子大学との連携も含め、こうした将来の担い手となる多様な場面づくりや新住民への街の関心を高める働きかけを行っているイベントである。



●事業の成果・工夫した点

事業目的である「担い手育成」に対して、これまで関わってきた、近隣大学の学生を巻き込んだボランティアスタッフの募集や新街区住民有志でのブース出店、近隣住民による会場装飾の制作といった、住民だけでなく地域に関わる人を巻き込んだ企画・運営を心掛け、みんなで創るマルシェイベントとなった。

●苦勞した点・今後の課題

第2回は荒天のため中止という判断となったが、募集要項にて、開催中止となった場合の対応を明記しており、関係者への対応はスムーズに行うことができた。しかし、スタッフの必要な業務対応まで想定していなかったため、中止判断を含め、様々なケースに対応できるような対策が必要だと感じた。

●責任者の感想

ボランティアスタッフとして参加した学生より、「子どもやその保護者の方と触れ合うことができ、私も将来このようなまちに住みたい」という声をいただいた。近所の繋がりが希薄になっている中で、イベントをきっかけに地域への愛着心を育み、また魅力となることを願い、今後も継続的に実施していきたいと考えている。

夫婦のための出産準備イベント「もうひとつの両親学級」

a little（関係課：地域保健課・子育て総合センター）

事業費 367,359 円
助成額 208,000 円

●当初の課題・事業目的

西宮市内に暮らす子育て世帯の多くが地域に子育てについて相談できる人がおらず、子育て情報の入手が困難なまま出産を迎えています。妊娠中から地域につながり、行政サービスとつながることが必要とされます。本事業では、1日でお産に関する情報を入手でき、夫婦と一緒に出産・育児の準備を整える時間を持つことができるようにしました。また、市民や子育て支援者、専門家（助産師・保健師・子育てコンシェルジュ）と出会えることを目的としました。



代表 さかぐち ゆうこ

●事業概要

2019年11月30日（土）

第一部 9時半～13時 参加者 6組（11名） 第二部 13時10分～16時半 参加者 6組（12名）

実施場所：若竹公民館（講堂・実習室）

講師：①バースプランづくり（NPO 法人ムラのミライ 原康子・山岡美翔・a little さかぐちゆうこ）

②マタニティフォト（株式会社ファイナリープ） ③料理講座（西古屋由美子）

④相談（助産師 鳴坂広美・森田輝）

概要：5つのブースを夫婦でまわることで出産に必要な準備が整います。

①バースプランづくりでは、出産までに必要になることを夫婦で考える時間を持ちました。

②出産準備への思いと誓いを撮影。③料理講座ではラクに短時間でできる料理について学びました。試食あり。④相談ブースでは、助産師・保健師・子育てコンシェルジュに個別に相談。

⑤マタニティヨガを実施。

その他産褥部屋や産後サポートの利用法、子育て広場などのおでかけマップを展示。



●事業の成果・工夫した点

産後の養生が必要であること、また夫婦以外の手助けが必要であることを講座や展示物で表現しました。夫婦が二人で出産・育児について考える時間を持てるように講座を組み立てました。市民ボランティアや専門家（子育てコンシェルジュ・保健師等）と話す時間を持てるよう相談ブースや掲示物の案内などに人を配置しました。

●苦労した点・今後の課題

大勢の協力者と限られた時間の中で、準備や当日の動き等の確認を行う必要があり、細やかなやり取りが必要でした。今後、事業を行う際には、細かいスケジュール確認を行うことや準備品などをリスト化しお互いに確認する工夫が必要だと感じています。

●責任者の感想

参加者からはイベント後のアンケートにおいて高評価をいただきました。また、イベント終了後に参加者から出産報告が届いたり、当団体主催のイベント等に参加いただいたりという関係が続いています。子育て家庭が地域とつながり持つという点において、当初の目的を果たすことができたことと実感しています。

●当初の課題・事業目的

地域内は3小学校区（平木・深津・安井）に分かれており、近隣でありながら情報やコミュニケーションが分散する傾向にある中、大規模マンションの建設が進み、新たな住民が増加している。地域内の非常時の災害拠点である市立体育館分館グラウンド・若竹生活文化会館でこの事業を実施することにより、公共施設に設置された非常時設備を広く知ってもらい、同じ地域に住むもの同士として交流する機会を提供し、各家庭で「災害への備え」について考え、話し合う機会を提供することを目的とした。



会長 山下 秀春

●事業概要

実施日：2019年7月20日（土）午前10時～12時 実施回数：1回

実施場所：若竹生活文化会館・中央体育館分館グラウンド

★謎解きゲームと防災をテーマにした各ブース（全6か所）を巡るスタンプラリーを並行して実施
講師名：「障がい者の避難体験」

＝社会福祉協議会 地域福祉課 本田沙織さん・芦原ボランティアセンター 山藤さんほか4名

「ケガの応急処置」＝応急手当普及員・赤十字幼児安全法支援員 立山摩季さん

「防災パーゴラ・阪神淡路大震災の写真展示」＝西宮市消防団安井・芦原分団のみなさん

「防災用品の展示」＝地域防災支援課用品提供・兵庫県防災士 岸本正さん監修

参加者数：71 スタッフ数：47 合計118人



●事業の成果・工夫した点

体験を多く含むことで、学びの中に楽しさがあるよう工夫した。事情により当日は兵庫県防災士に参加してもらうことが困難となったため、事前に協力を請い、展示品の監修をしていただいた。また参加申込に利便性を持たせるため、主にメール（コード）を使用した。

一定数の参加者を得ることができ、アンケート結果により目的に対する高評価を得られた。

●苦労した点・今後の課題

謎解きゲームを主軸に参加者を募り、並行してスタンプラリーを実施する形式をとったので、時間内に全ブースを回れるようスムーズな移動を考慮した会場配置が必要だった。また、天候が安定しないので当初設営予定だったパーゴラテントを設営せず、設置場所でのベンチ内の見学、写真を使用した説明となった。

地域の自主防災会との協働が得られなかったことが今後の課題である。

●代表者の感想

参加者からは「たくさんの有用な情報が参考になった」、「いろいろ体験でき、とても勉強になった」という意見が多く寄せられ、一定の成果が得られたと考えている。今後も「災害が起きた時、何ができるか」を地域全体として考えていくよう、今後も取り組んでいきたい。

●当初の課題・事業目的

人口増加の割に自治会への加入が増えないのが現状。特に「若い層に期待される魅力ある自治会」を模索すべく、自治会員や未加入の方の声を取り入れながら地域性のある新事業として、自治会内にあるミカン畑を活用して収穫の喜びや多世代交流を図り、新自治会員の加入と自治会力のアップを目指します。



会長 安井 進治

●事業概要

地域のミカン畑を活用し、ミカン狩りとスイーツづくりを開催。自治会員に行事案内を各戸配布し公園など自治会内の掲示板にラミネートした案内を掲示し、参加者を募りました。

スイーツづくりでは、栄養士の金谷滋子先生に松山果樹園のミカンを使ったミカンづくしのメニューの開発と講師を依頼し、当日は多世代で4種の料理のポイントの説明を受けた後調理実習を行いました。

また、ミカン狩りでは、ミカン果樹園の松山氏からミカン狩りのハサミの使い方やミカンを美味しく味わう方法など説明を受け、事前に用意された100%ミカンジュースの試飲。ミカン畑の途中にある畑の季節の野菜や果物を観察しながら移動。おなか一杯ミカンを食べたり慣れない手つきでミカンを収穫して多世代交流と地域住民の交流をはかりました。



●事業の成果・工夫した点

スイーツづくりもミカン狩りも、祖父母から孫まで参加があり、参加者同士の交流が図れました。ミカン狩りに参加した中から2人、自治会加入がありました。また、ミカン狩りに偶然通りかかった『西宮流』の記者から「どこの団体？」など尋ねられ、次の日に情報サイトに紹介されていました。

●苦労した点・今後の課題

スイーツづくりの会場である段上公民館の実習室の改修工事の為、実施予定日より20日も早く開催せざるをえませんでした。また、ミカンの生育の関係で松山氏よりミカン狩りを予定より15日早く開催になり、1日で終わる予定が急きょ2日開催になりました。その為少ないスタッフ（=役員）が担うことになりました。

●参加者のコメント

【スイーツづくり】同じような材料で分量を間違えた。友人を誘ったが子供と参加したいが親が土日が仕事の為参加が難しいと言われた。メールや電話でも申込みの受付をしてほしい。作ったり食べたりコミュニケーションができた。地域の繋がりが深まった。

【ミカン狩り】美味しいジュースにびっくり。ミカンが成っているのは知っていたが初めての体験。毎年開催して欲しい。ミカンが甘かった。ミカンの剥き方を知りました。初めてミカン狩りをして楽しかった（スウェーデン人）地域の皆さんと触れ合えてうれしかった。年齢制限があり下の子を連れてこれなかったのが残念。

●当初の課題・事業目的

賃貸・ワンルームマンションなど生活の多様化に伴い自治会加入率が上がらない。また、情報源も多様化しており、従来の掲示板や回覧では情報が届かなくなっている。デジタル化が進んだが苦手な人も多数おり、スマートフォンやタブレットの習得、その成果活用が望まれる。

まずは慣れてもらうために「なんでも聞ける」スマホ教室を開催し、スキルアップを目指した。



会長 橋 敬三

●事業概要

SNS を使うためのスマートフォンやパソコン教室

- ①第一回スマホ教室 2019年9月1日 高木センター 講師：芝・丸田
- ②第二回スマホ教室 2019年12月1日 高木センター 講師：ドコモショップ・芝・丸田
- ③第三回スマホ教室 2019年12月22日 高木センター 講師：芝・丸田

- お店やスクールで聞けないような、初歩的な質問でもなんでも聞けるお茶会を開催した。
- Facebook、Instagram を開設し、きたぐちまつりの PR を経験した。
- LINE のグループを作り、使い方を知ってもらった。
- セキュリティや詐欺についても注意点を共有した。



●事業の成果・工夫した点

まずは気軽に参加してもらうために、お茶会形式にした。質問内容によってはマンツーマンで対応し、少しずつ理解を深めた。

LINE のグループの作り方、参加方法は実践的ですぐに使い道がありよい取り組みとなった。近隣の協力も得られ、経費も抑えられた。

●苦勞した点・今後の課題

講師が少なく、多数の質問が出たがすべてに答えられなかった。不特定多数に告知するまでに至らなかったため、体制作りを再考したい。

●代表者の感想

お茶会形式で楽しく教室ができ、2月を過ぎても開催をリクエストしていただくなど、予想以上の効果があったように思います。これを機に地域のコミュニケーションと情報共有が進むよう何らかの形で継続する所存です。

●当初の課題・事業目的

外国人に話しかけられたらすぐに逃げてしまう、完全な英語が出来ないと答えられない、という日本人特有の癖を払拭したいと思いました。

この事業を通して、英語が好きになり、未熟な英語でも、外国人に気楽に話しかけたりできるきっかけになればいい、と考えました。

オリンピック時に関西、西宮市に来られる外国人に市内の観光スポットを英語でガイドできるようにしたいです。



会長 嶋津 園子

●事業概要

<講座実施回数> 13回

<会場> 高木センター3階講義室

<講師> 林小牧氏（1年間のアメリカ留学経験あり）

<参加者> 約35名（スタッフ5名を含む）

<内容> 発音に特に力を入れて、英語の学習をしました。

先生の発音に続いて参加者全員で発音、似たような発音の言葉を含んだ早口言葉の練習や道案内の練習、よく使う言い方の練習等、実際、役に立つ勉強をしました。

2つのグループ又は4～5人の小さいグループに分かれて、楽しく学習ができました。



●事業の成果・工夫した点

参加者がとても仲良くなり、楽しく、英語の勉強ができるようになったこと、グループごとの活動、そして最後には2～3人ではありましたが、西宮市の観光スポットの案内を英語で話してくださったこと、今後の、おもてなしの活動に期待できます。

●苦勞した点・今後の課題

やはり参加者の実力に合わせて学習を進めることに苦勞しました。4～5人のグループに分かれて、テーマを決めての話合いが良かったです。当初は外国人に参加していただくつもりでしたが、皆さんの様子を見ているとグループのやり方を続ける方がいいと感じました。今後はもっと、気軽に英語を使うようにしたいです。

●代表者の感想

この事業がひとつのきっかけになればいいと思っていたら、本当に、最後のレッスン終了後、皆さんが自主的に、有志で英語の勉強を続けていくことになり、私はとても嬉しいです。

2 市の機関による協働の取組状況 (条例第14条関係)

市は、自治会等の地域活動団体、NPO等団体、ボランティア団体、大学、企業など、様々な主体との協働事業に取り組んでいます。また、協働には、委託、補助、共催、実行委員会等の形態があり、事業の内容や目的に応じて適切な形態を選択する必要があります。

● 令和元年度中の協働事業実施件数 **140事業**

<団体別内訳>

地域団体	NPO等 団体	非営利 団体	協議会 ・連絡会	実行 委員会	学校	企業	その他 団体等
42	34	10	21	8	10	4	47

※1事業で複数団体と協働している場合は、それぞれでカウントしています。

<協働の形態別内訳>

委託	補助・助成等	共催	実行委員会	その他
53	20	40	5	28

※複数の形態に分類される場合については、それぞれの形態でカウントしています。

<市部局別内訳>

防災	政策	総務	市民	産業 文化	健康 福祉	こども 支援	環境	都市	土木	教育	その他
2	4	2	27	11	30	2	7	3	9	42	2

※1事業で複数部局が協働している場合は、それぞれでカウントしています。

●協働の取組例



レジ袋削減推進委員会
「レジ袋削減店頭キャンペーン」



カレッジタウン西宮推進事業
「西宮市大学交流祭」



NPO等公益活動
市民団体啓発事業

Ⅲ 参画と協働の啓発の取組

(条例第5条関係)

1 講演会の開催

- 【開催日】 令和2年2月21日(金) 13:30~15:30
- 【会場】 西宮市フレンテホール
- 【テーマ】 「地域活動に参加する人・しない人
～近所のあの人はなぜ活動に参加しているのか～」
- 【講師】 京都市まちづくりアドバイザー 谷 亮治 氏
- 【内容】 地域団体の担い手が不足している中で、若い世代に地域のボランティア活動へ興味を持ってもらうきっかけづくりや地域活動の楽しみ方に関するお話があったほか、今後の地域における活動のヒントとして、「オープンスペーステクノロジー(※)」を用いた京都市での取組をご紹介いただきました。
(※) 参加者自身が語りたいテーマを決定し、共感するもの同士で話し合う手法
- 【参加者】 204人
- 【その他】 西宮市コミュニティ協会と市が共催するコミュニティ推進大会で実施



2 参画協働研修の開催

- 【開催日】 令和2年2月27日（木）10：00～11：50
- 【会場】 西宮市役所東館8階 大ホール
- 【テーマ】 「参画と協働のまちづくり ～なぜ必要か？どう進めるか？～」
- 【講師】 武庫川女子大学 文学部 心理・社会福祉学科 教授 松端 克文 氏
- 【内容】 市民参画と協働が求められてきた歴史的な背景、市民による参画や協働の意義等に関して、事例を交えながらご講義いただきました。
- 【参加者】 市職員 83人

3 新入職員研修

- 【実施日】 平成31年4月8日（月）11：00～12：00
- 【会場】 西宮市役所東館8階 大ホール
- 【内容】 新入職員の参画・協働の意識や理解を高めることを目的に、西宮市参画と協働の推進に関する条例の趣旨や、条例にもとづく取組に関する講義を実施。
- 【講師】 市民協働推進課職員
- 【参加者】 51人（令和元年度新入職員）



IV その他の取組

1 西宮市参画と協働の推進に関する条例評価委員会（条例第 18 条関係）

市の参画と協働の取組について、市以外の観点から検証するために設置された附属機関です。同委員会において、平成 30 年度の参画と協働の取組に関する評価等が下表のとおり行われ、評価の結果及び参画と協働の見直しに関する意見をまとめた報告書が、同委員会から市に提出されました。報告書の内容は、市の今後の参画と協働の効果的な取組や見直しに生かしていきます。

(1) 開催結果

第 1 回	開催日時	令和元年 6 月 6 日（木）14：00～16：00
	場 所	西宮市役所東館 7 階 701 会議室
	主な 審議内容	① 平成 30 年度の協働の取組の検証について 平成 30 年度に実施された未来づくりパートナー事業（以下の 2 事業） の評価が行われました。 <ul style="list-style-type: none"> ・地域のがっこう（まちのがっこう） ・働くパパ・ママのネットワーク作り事業
第 2 回	開催日時	令和元年 7 月 30 日（火）10：00～12：00
	場 所	西宮市役所本庁舎 5 階 541 会議室
	主な 審議内容	① 平成 30 年度の参画の取組の検証について 平成 30 年度に意見提出手続を実施した案件のうち、評価委員会にて 抽出された以下の 3 案件の評価が行われました。 <ul style="list-style-type: none"> ・第 5 次西宮市総合計画（素案） ・西宮中央運動公園及び中央体育館・陸上競技場等 再整備基本計画（素案） ・西宮市男女共同参画プラン（素案） ② 平成 30 年度参画と協働の取組状況評価報告書（案）について 各委員から、報告書の記載内容に対する意見が寄せられました。

※ 評価委員会の議事録及び「参画と協働の取組状況評価報告書」は、市のホームページの「西宮市参画と協働の推進に関する条例評価委員会」のページ（ページ番号：18794032）で公表しています。

<西宮市参画と協働の推進に関する条例評価委員会>

(平成31年4月1日時点)

役職	氏名	選任区分	職業等
会長	中川 幾郎	学識経験者	帝塚山大学名誉教授
副会長	川東 美千代	市内活動団体からの推薦	西宮コミュニティ協会理事長
委員	横田 祥子	学識経験者	上甲子園地区青少年愛護協議会会長
委員	梶 泰享	市内活動団体からの推薦	西宮市社会福祉協議会副理事長
委員	東 朋子	市内活動団体からの推薦	西宮市NPOと行政との協働会議 NPO部会長
委員	中田 一郎	市民	公募委員
委員	矢野 正	市民	公募委員

<参画と協働のシンボルマーク>



「西宮市参画と協働の推進に関する条例」を推進するとともに、条例の趣旨を広くPRし、参画と協働のまちづくりに関心をもっていただく機会とするため、公募により制定されました。

2 まちづくり支援自販機

市内企業や大学のご協力により設置されている「まちづくり支援自販機」を市民の皆さんが利用することで得られた飲料売上の一部が、市内企業等から市に寄附され、参画と協働のまちづくりを推進する事業に活用されています。

●令和元年度寄附金収入 395,538円

No.	名 称	設置場所	設置年月
1	学校法人甲南学園	甲南大学西宮キャンパス内	平成 21 年 4 月
2	大阪ガス株式会社	大阪ガス(株)今津事務所内	平成 21 年 6 月
3	阪神電気鉄道株式会社	阪神甲子園球場内	平成 22 年 3 月
4	有限会社スリーアップフーズ	里中町 2 丁目の敷地内	平成 28 年 11 月
5	大和ハウス工業株式会社	芦原町の建設現場内	令和元年 8 月

(※ No.5については、工事終了により令和2年3月に撤去)

<設置協力のお願ひ>

市は、まちづくり支援自販機の設置にご協力いただける企業や学校を募集しています。自動販売機が設置可能な空きスペースがあるなど、設置にご協力いただける場合は、西宮市市民協働推進課（Tel. 0798-35-3764）までご連絡ください。



西宮市参画と協働の推進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、市民等の参画と協働に関し基本的な事項を定めることにより、市民等が持つ豊かな知識及び経験をまちづくりに生かし、市民等と市がよりよい本市の姿を共に考え、その実現に向けて共に行動する地域社会の形成に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住所を有する者をいう。
- (2) 市民等 市民、市内の事務所又は事業所に勤務する者、市内の学校に在学する者及び市内で活動し、又は事業を営むものをいう。
- (3) 市の機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、病院事業管理者及び消防長をいう。
- (4) 参画 市民等が市の政策等の立案、実施及び評価に自主的に参加することをいう。
- (5) 協働 まちづくりを推進するために、市民等と市がそれぞれ果たすべき役割を自覚し、対等な立場で、信頼関係を構築しつつ相互に補完しながら共に行動することをいう。

(基本原則)

第3条 本市における参画と協働は、次項から第4項までの基本原則に基づいて行うものとする。

- 2 市民は、平等に市政に参画することができる。
- 3 市民等と市は、互いの立場や特性を理解するとともに、それぞれが役割分担をしながら協働してまちづくりを行うものとする。
- 4 市民等と市は、参画と協働を推進するに当たって、それぞれが有する情報を共有するものとする。

(市民等の役割)

第4条 市民等は、参画と協働によるまちづくりに自主的にかかわるよう努めるものとする。

- 2 市民等は、参画と協働に当たっては、市全体の利益を考慮し、自らの意見と行動に責任を持つよう努めるものとする。

(市の機関の役割)

第5条 市の機関は、市民等の多様な意見及び情報を考慮して市政を運営するために、市民等の参画と協働の機会を確保するよう努めるものとする。

- 2 市の機関は、参画と協働によるまちづくりのための基盤の整備及び積極的な情報提供等必要な施策を実施するものとする。

(意見提出手続)

第6条 市の機関は、次の各号に掲げる事項についての案を作成しようとするときは、素案及びこれに関連する資料をあらかじめ公表し、規則で定めるところにより、広く市民等に意見の提出を求める手続(以下「意見提出手続」という。)を行うものとする。ただし、法令等により同様の手続が定められている場合は、この限りでない。

- (1) 市の憲章、宣言等の策定及び変更
- (2) 市政の基本的な計画等の策定及び変更

- (3) 市政の基本的な方針を定める条例の制定及び改廃
- (4) 義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例の制定及び改廃

- (5) 市が実施する大規模な施設の設置その他の公共事業に係る計画等の策定及び変更で、規則で定めるもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市の機関が必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、作成しようとする案(同項第6号に掲げる事項についての案を除く。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の規定は、適用しない。

- (1) 軽微なものであるとき。
- (2) 緊急に作成しなければならないものであるとき。
- (3) 法令等の規定による基準に従って作成するものであるとき。

(4) 市の機関の内部の事務処理等に関するものであるとき。

(5) 市税、使用料、手数料その他の金銭の徴収に関するもの又は補助金その他の金銭の給付に関するものであるとき。

3 意見の提出のための期間は、公表の日から30日以上とする。ただし、やむを得ない理由があるときは、期間を短縮することができる。

4 前項ただし書の規定により期間を短縮しようとするときは、あらかじめその理由を公表しなければならない。

5 市の機関は、提出された意見及びその意見に対する市の考え方を公表するものとする。

6 市の機関は、提出された意見を考慮し、案を作成するものとする。

(説明会等)

第7条 市の機関は、前条第1項各号に掲げる事項についての案を作成しようとするときは、説明会、意見交換会等(以下「説明会等」という。)を設けるよう努めるものとする。

2 市の機関は、前項の規定により説明会等を設けたときは、その結果を公表するものとする。

(政策提案手続)

第8条 市民は、第6条第1項第1号から第3号までに掲げる事項(以下「対象事項」という。)について、市民10人以上の連署をもって、その代表者(以下「提案代表者」という。)から市の機関に対して、案を添えて政策の立案、実施等を提案することができる。ただし、提案される案の全部又は一部が同条第2項各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

2 市の機関は、前項の規定による提案(以下この条において「提案」という。)を受けたときは、当該提案が対象事項に該当するか否かの決定を行い、提案代表者に通知するものとする。

3 提案が対象事項に該当する場合において、提案代表者からの求めがあるときは、市の機関は、提案者と意見を交換する場を設けることができる。この場合において、意見交換は、西宮市附属機関条例(平成25年西宮市条例第3号)別表に規定する西宮市参画と協働の推進に関する条例評価委員会(以下「委員会」という。)の立会いの下で行わなければならない。[1]

4 市の機関は、提案に係る政策の立案、実施等を行うか否かの決定を行い、提案代表者に通知するものとする。

- 5 市の機関は、第2項又は前項の決定を行ったときは、その旨を公表するものとする。
- 6 提案代表者は、第2項又は第4項の決定に不服があるときは、市の機関に対して再議を申し立てることができる。

(政策公募手続)

- 第9条 市の機関は、政策の立案、実施等について、市民等に提案を募集すること(以下「政策公募手続」という。)ができる。
- 2 市の機関は、前項の規定に基づき提案を募集したときは、その提案の内容及び市の機関の検討の結果を公表するものとする。

(実施方法等)

- 第10条 市の機関は、意見提出手続、説明会等及び政策公募手続を実施するに当たっては、次の各号に掲げる基準により行うものとする。
- (1) 市民等からより多くの意見及び提案が得られるよう、あらかじめ対象となる事項、実施する手法、日時等を公表すること。
- (2) 市民等からの意見及び提案を十分に検討できるよう、その実施時期及び実施方法に留意すること。
- 2 市の機関は、第6条から前条までの規定による手続等により得られた市民等の意見及び提案を考慮して、案の作成及び政策の立案、実施等を行うよう努めるものとする。

(附属機関等)

- 第11条 市の機関は、附属機関その他意見を求める機関(以下「附属機関等」という。)の委員を選任するときは、次の基準に従うよう努めるものとする。
- (1) 幅広い分野の中から適切な人材を選任すること。
- (2) 公募により選任する委員(以下「公募委員」という。)を含めること。ただし、法令等の規定により委員の構成が定められている場合その他公募委員を選任しないことに合理的な理由がある場合は、この限りでない。
- 2 市の機関は、附属機関等の委員を選任したときは、その氏名、年齢、職業、任期等を公表するものとする。ただし、公表しないことに合理的な理由があるときは、この限りでない。
- 3 附属機関等の会議(以下「会議」という。)は、公開するものとする。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。
- (1) 法令等の規定により公開しないこととされている場合
- (2) 会議の内容が個人情報にかかわるものである場合その他公開しないことに合理的な理由がある場合
- (3) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生ずると認められる場合
- 4 市の機関は、会議を開催する場合は、あらかじめ開催日時、場所等を公表するものとする。ただし、緊急を要する場合その他公表しないことにやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。
- 5 市の機関は、会議を開催したときは、会議録を作成し、公表するものとする。ただし、会議録に西宮市情報公開条例(昭和61年西宮市条例第22号)第6条各号に規定する非公開情報が記録されている場合は、この限りでない。

(その他の措置)

- 第12条 第6条から前条までの規定に定めるもののほか、市の機関は、案の作成又は政策の立案、実施等に際して、広く市民等の意見及び提案を得るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(住民投票)

- 第13条 市長は、市政に関し、市民の意思を直接問う必要があると認めるときは、住民投票を実施することができる。
- 2 住民投票を実施しようとするときは、その案件ごとに次の各号に掲げる事項を別に条例で定めるものとする。
- (1) 住民投票に付すべき事項
- (2) 住民投票の期日、資格者、方法及び成立要件
- (3) 住民投票の結果の取扱い

(協働の推進)

- 第14条 市の機関は、協働を推進するため、適切かつ効果的であると認めるものを実施するよう努めるものとする。
- 2 市の機関は、協働が円滑に進むよう必要な措置を講ずるものとする。

(協働事業提案手続)

- 第15条 市民等は、市の機関に対して、規則で定めるところにより、協働して取り組む事業を提案することができる。
- 2 市の機関は、前項の規定による提案を受けたときは、提案者と協議の上、提案された事業について協働して取り組むか否かの決定を行い、提案者に通知するものとする。
- 3 市の機関は、前項の決定を行ったときは、その旨を公表するものとする。

(コミュニティ活動の推進)

- 第16条 市民等は、快適な暮らしの実現のため、自主的にコミュニティ活動にかかわるとともに、地域が抱える課題を共有し、解決に向けて互いに協力するよう努めるものとする。
- 2 市の機関は、コミュニティ活動を尊重するとともに、地域が抱える課題の解決のために適切な支援に努めるものとする。

(市長が講ずべき措置)

- 第17条 市長は、参画と協働を推進するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。
- (1) 参画と協働の取組の予定を取りまとめ、及び公表すること。
- (2) 毎年度の参画と協働の取組状況を取りまとめ、及び公表すること。

(検証)

- 第18条 市長は、参画と協働の取組状況については、委員会の意見を聴いて、検証するものとする。

(委任)

- 第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

問合せ先

西宮市 市民局 コミュニティ推進部 市民協働推進課
〒662-8567 西宮市六湛寺町 10 番 3 号 西宮市役所本庁舎 7 階
電 話 : 0798(35)3764
E-mail : vo_chiiki@nishi.or.jp

(令和 2 年 8 月作成)